

徳島大学 正員 定井喜明
○ 徳島大学学生員 北原 聡

31. 研究の目的

1-1. 公共事業難行の現況

昭和40年代に入ってから、住民の生活環境を向上するための公共事業が、各所で関係住民の阻止運動にあい、大きく停滞と難行を余儀なくされるに至った。特に、ごみ処理場、し尿処理場などの、いわゆる迷惑公共施設は軒なみ、激しい反対住民運動の洗礼を受けている。

これら公共事業に対する反対住民運動が發生している原因は、国民の所得水準の向上、教育水準の向上により、経済的、時間的、心理的余裕ができるとともに、権利、自我意識にめざめる一方、社会的不公正の増大、公共事業の大型化による影響の激増、政治の貧困と墮落によると考えられ、これらの複雑な要因間関係と整理してみると、おおむね、図-1のようになると判断される¹⁾。

つまり、住民運動は、社会の進歩と高度化にもとづく価値感の変化や、受忍限度の変化により、噴出した歴史的必然であり、現代の社会体制への警鐘とみるべきである。もちろん、住民運動は、元来、現状維持の保守的、非イデオロギー的、住民工ゴ的地域工ゴ的であるが、これは生物・人間の普遍的本質であり、これを否定することは人類の努力と進化を否定することになる。この住民工ゴという巨大な民衆エネルギーを、うまく制御・活用して行くためには、公共事業の環境アセスメント、経済アセスメントとそれを素材にした住民参加・参画が必要であると思われる。

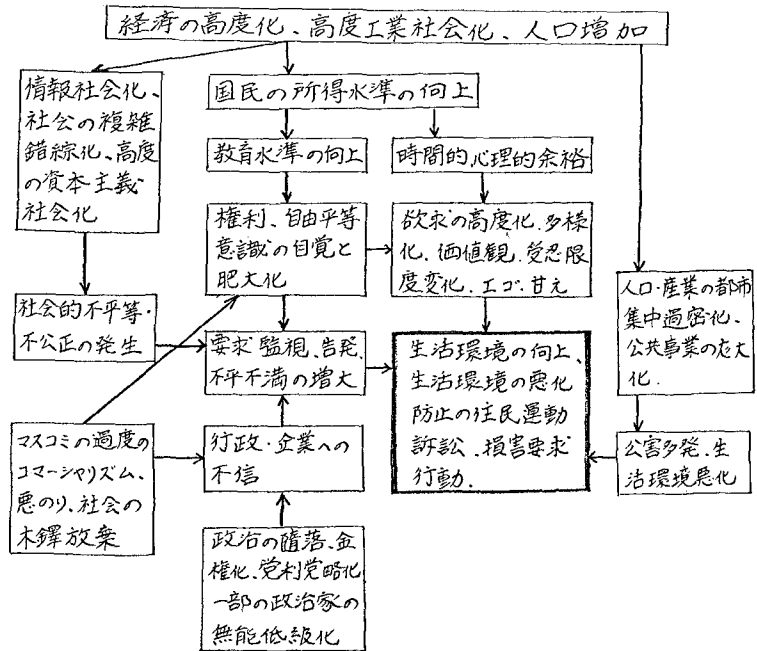


図-1. 住民運動発生要因システム

本研究は、このような現状の分析と判断のもとに、公共事業における紛争事例を研究し、住民参加を中心とする公共事業の地域社会への適応策を導出せんとするものである。

1-2. 土地区画整理事業における住民参加

住みよい、整然とした街づくりのために、土地区画整理事業は、必須の都市計画事業と考えられるが、しかし、このような事業でも、最近では住民と事業施行者側との間に、長期間の大きい紛争が多発している。すなわち、土地区画整理事業は住民の命より第2番目に大切な不動産という財産に大きい変化をもたらし、深刻な利害関係が

あるため、紛争が多少発生するのは当然といえるが、一方、そのため、公共事業では最も進んだ住民参加制度（権利者代表による土地区画整理審議会、あるいは土地区画整理組合の総会）が取入れられており、長期の大きい紛争が発生するのは一般的に理解しがたい所である。

そこで、本研究は、最も進んだ住民参加方式を取り入れている土地区画整理事業の紛争事例の実態を分析し、現在の住民参加方式のどこに問題があり、それを改善した住民参加方式はどのようなものであるべきかを帰納せんとするものである。

§ 2. 研究・調査の方法

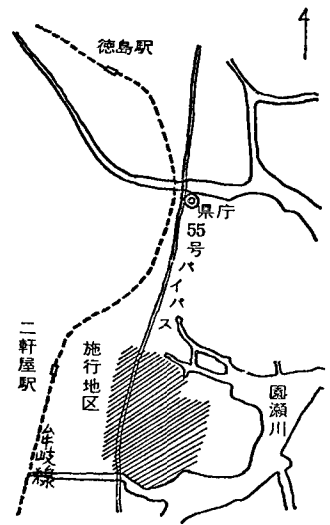
2-1. ケース・スタディ - 対象事業概要

本研究のケース・スタディ - 対象事業である徳島市八万東土地区画整理事業は、図-2に示すように徳島市中心部から南方約2kmの至近距離に位置し、南北約1000m、東西約700mの矩形に近い区域である。事業の目的は「道路・公園・排水等の公共施設の整備改善を行なうとともに、宅地の利用増進と環境の整備を図り、健全な市街地を造成することにある」としている。事業計画書によると、一部（準工業地域）を除き、良好な住宅地として開発し、計画人口約5000人、都市計画道路で区分された4つの近隣分区より構成するものとしている。公共施設としては、「都市計画道路」、「区画道路」、「公園」、「排水施設」、「小学校」が計画されている。事業施行期間は昭和49年2月22日より昭和60年3月31日までである。

本事業は徳島県施行の事業として、昭和46年具体化したもので、国道バイパスを含む都市計画道路の線は昭和47年7月25日に都市計画決定された。しかし、その後、当初計画（129ha）から年岐線東側付近を除いて57.4haに縮少し、10月6日都市計画決定された。昭和48年3月10日から23日まで事業計画の縦覧が行われ、意見書4通が提出されたが、都市計画地方審議会（以下、都市審）では採択されなかった。48年6月6日、設計概要の大臣認可申請を行なった。これは、翌年2月19日に認可され2月22日に事業計画が決定された。49年5月21日には土地区画整理審議会委員（15名）が決定されたが、反対派からの立候補がなく、選出された委員は賛成派ばかりであった。この間に、施行城内の土地建物権利者の一部の者が「八万東部区画整理反対連合同盟会」（以下、同盟会）を結成した。51年9月9日に第一次仮換地指定がなされた。同年9月27日現地測量の際、同盟会の者40名が現地立入り拒否運動を行なったが、その後、同年12月26日まで8回にわたり説明会が開かれ、52年1月には同盟会と7項目について合意を得、1月7日「同盟会」は「八万東土地区画整理対策協議会」（以後、対策協）と改名され問題解決のさざしが見えた。しかし、反対強硬派から新たな条件が提出され、話し合いは事実上死蔵、52年2月1日には再び「反対連合同盟会」と改名し、4月には県へ反対陳情をしている。

また、一方審議会は事業が遅くとして進まないため、52年2月12日に知事に対し事業促進の陳情を行なった。52年3月には事業費増額のため再度事業計画が変更され、3月9日から22日まで縦覧を行なったが縦覧者は6名、意見提出者は95名であった。その後、変更事業計画と換地設計の説明会が何度も開かれ、52年6月3日には口頭陳述の聴聞が行われ、3名が陳述した。53年9月17日、県は事業促進のためにやむを得ないとして山城町と沖浜町内の水田など3ヵ所を工事の支障のある稲などの物件を取り除く「直接施行」に踏みきった。しかし、同盟会の強い抵抗と抗議にあい稲刈りなどの作業は終わったものの本工事は見合わせた。再び両者は話し合いを持ち、稲の補償などについて合意を得るとともに、53年10月にはその他の案件についても合意に達して6年に及ぶ紛争

図 - 2 施行地区の位置図



も、全面的に解決し現在 事業は順調にすべり出している。

本事業の施行面積57.4 haのうち、農地58.2%、原野・雑種地20.9%、宅地2.6%、人家42戸という状況である。

2.2. 調査方法

調査対象地区の土地・建物の権利者は224名で、うち103名は沖浜町、山城町以外にも在住し、法人所有や県外在住者もあり、アンケートの回収は困難でサンプル数が不足するうえ事業対象地域の住民とその周辺の住民との意識の相違を知る意味からも、アンケート調査の対象地域は旧土地区画整理事業対象地域129haとした。

土地・建物の権利者は全数調査、非権利者は無作為抽出でその氏名が住民票で確認できたものをサンプルとした。抽出数は、権利者152名、非権利者189名の計341名であった。

調査内容はまず、調査対象者の個人属性・人生観・住民運動の経験・住民参加に対する意識・地域社会への態度・自治意識の程度・生活環境への満足度・本土地区画整理事業の必要性・土地区画整理事業への賛否・行動などであった。アンケート調査の回収状況及び回収率は次の表-1のとおりであった。

2.3. 研究・分析の方法

本研究の分析方法は、まず、単純集計・クロス集計で、概括的に関係住民の一般特性を把握分析し、次いで、数量化理論第2類第9類ならびにカスプのカスタロフ・理論による解析を行ない、土地区画整理事業に対する住民意識構造を明確にするとともに、住民の意見と行動の潜在的要因をつきとめ、カスタロフ・モデルを開発し、紛争対応策を析出する。

表-1 アンケート調査回収状況

地域別	配布数	回収数	回収率(%)
旧土地区画整理事業対象地区	286	226	79
対象地区外(他地区居住の権利者)	55	38	69
合計	341	264	77

完全回答数 224

§3. 事業に対する住民意識分析

3.1. 関係住民の意識行動特性

アンケート対象住民の属性特性は、年令的に35才～55才が50.7%で大半を占め、学歴は義務教育終了程度が、37.1%、職業はサービス業が38.6%、その他(主婦など)39.4%、農林水産業14.8%、年収は100万円～300万円が50.4%、居住年数は20年以上が43.9%、持家は78%に達している。従って調査対象地区は旧来の農業地域にスプロールが相当進行している地域といえる。

3.1.1. 事業に対する反対意見者の属性特性

土地区画整理事業に対する賛否の意見について、全サンプルと権利者サンプルについてみると図-3のとおり、利害関係の大きい権利者は、「どちらでもない」人の割合は少ないが、反対者の割合は多い。

図-4に年令別の反対意見者の割合を示したが、反対意見の者は45才以下の者に多く、55才～65才の権利者に反対意見の者が少ない。

職業別には図-5に示すように、農林水産業者に反対意見者が多少多いが、権利者と全体の差はみられない。

年令別にみると、図-6に示すとおり、300万円以下の年収の人に反対者が多いが、年収400万円～500万円の人には、反対意見の人は少ない。全体と権利者の

図-3 土地区画整理事業に対する賛否

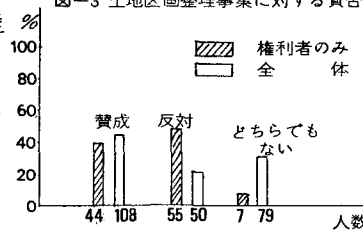
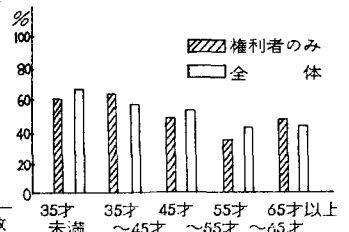


図-4 年令別 反対意見



間には差はみられない。

図-7に家族の人数別反対意見者の割合を示したが、4人家族の世帯は反対意見の者が少ない。

図-8に示すように地域社会への態度別反対意見は、地域社会に積極的に融合、協力する人には反対意見者は少ない。権利者と全体では差がない。

図-9に示したように、本土地区画整理事業による影響の評価別反対意見をみると、プラスの評価(生活便利・快適)を与えている者には反対意見が少なく、権利者にも少ない。マイナス面のみ見ている者に反対意見が多いのは当然であるが、権利者に土地所有者の得と耕作しやすくなると評価する人に反対意見が多いのは権利者の権利の種類・土地所有の位置による差異によるものと思われる。

図-10には県施行の方法内容に対する不満項目別反対意見者の割合を示したが、実施が県の一方的計画であり意見無視であったとする者に反対意見の者が多く、特に権利者には意見無視する県の態度を反対運動理由としている者が多い。反面、事業の遅れを心配している者には少ない。

図-11は実際行動にうつした場合、タテマエ(意見)とホンネ(行動、この場合その主旨への署名を含む)の違いを示したものである。反対意見であっても行動を全く起こさない人も相当多いが、賛成行動者でも隣近所とのつき合い、および途中での態度変容などで反対意見の者もいる。

3.1.2. 事業に対する反対行動者の属性特性

図-12に示すとおり、権利者は利害関係から反対行動が賛成行動のいずれかで、無行動は少ないといえる。

図-13に年令別反対行動者の割合を示すが、65才以上の年令の人に反対行動者が多く、図-4でこの年令の人の反対意見者は少ないことから、タテマエとホンネの違う年令層といえる。特に権利者で65才以上の年令の人に反対行動者が全体に比べて多い。

職業別では、図-14に示すとおり農林水産業の人に反対行動者が多く、全体と権利者との間では鉱工業の権利者に反対運動者が特に多い。

図-15に示すように年収別に反対行動者をみると、200万円未満に多く、それも権利者に特に多いといえる。500万円近くの年収の者は少なく、特に権利者に反対行動者は少ない。図-6でみたように500万円以上の年収の権

図-5 職業別 反対意見

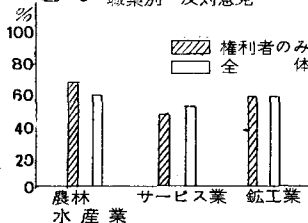


図-6 年収別 反対意見

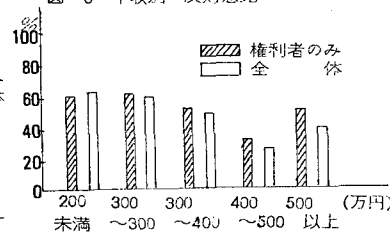


図-7 家族数別 反対意見

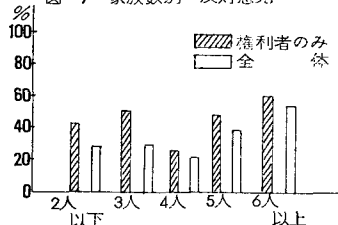


図-8 地域社会への態度別反対意見

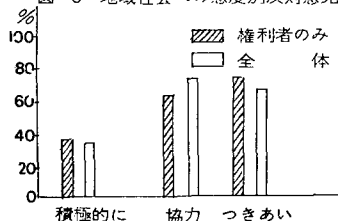


図-9 区画整理の影響評価別反対意見

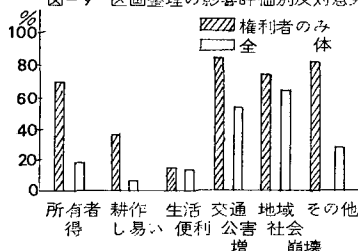


図-10 県に対する不満別反対意見

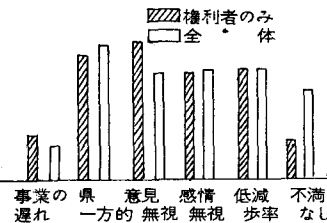


図-11 行動の種類別反対意見

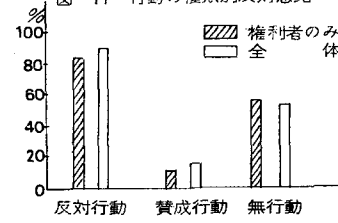
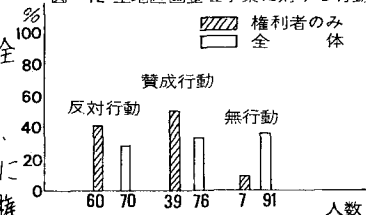


図-12 土地区画整理事業に対する行動



利者は反対意見者が多いが行動となると逆になり、この層はタテマエとホンネが異なり金持ち「けんか」せずというところを示している。

図-16のとおり家族数別反対行動者は4人以下の家族の世帯に少なく、6人以上の家族の世帯には反対行動者は多い。

地域社会への態度別にみた反対行動者は図-17のとおり、積極的に地域社会と融合・協力する者で、しかも権利者に特に多いといえる。

図-18に本事業による影響の評価別反対行動者の割合を示したが、交通公害激増、地域社会崩壊と一面的影響のみを見ている人に反対行動者が多いのは当然であろうが、区画整理によって交通公害は激増するとみる権利者に反対行動者が多いのは注目される。

県に対する不満別の反対行動者は図-19のとおり意見無視とする者が一番割合が多く、特に権利者に多い。

図-13 年令別 反対行動

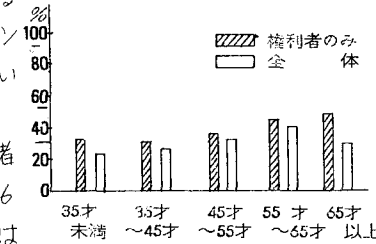


図-14 職業別 反対行動

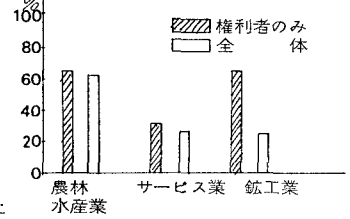


図-15 年収別 反対行動

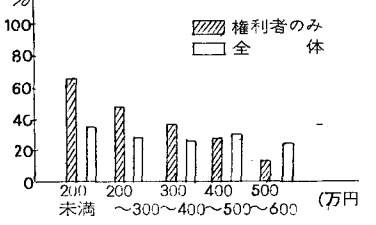


図-16 家族数別 反対行動

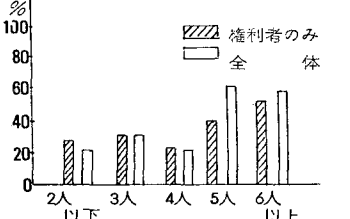


図-17 地域社会への態度別 反対行動

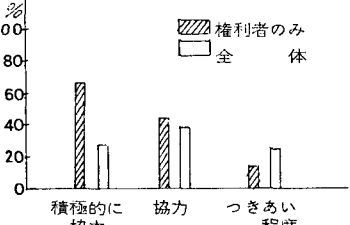


図-18 区画整理の影響評価別 反対行動

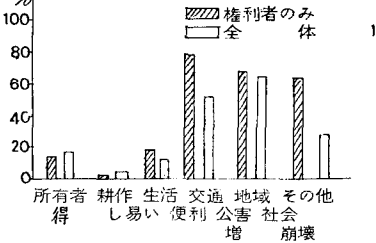
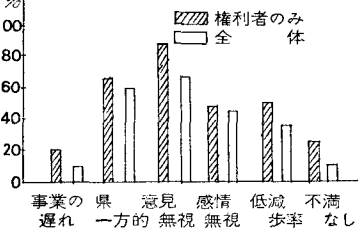


図-19 県に対する不満別 反対行動



3.2. 住民意識構造の分析

アンケート調査項目のなかから、土地区画整理事業に対する意識と行動に関する項目を表-2のとおり、6項目40カテゴリーを選びこれに数量化理論第3類を適用し、得られた第Ⅰ軸をX軸、第Ⅱ軸をY軸として図示すると図-20が得られる。

図-20のX軸は、その座標中心より両端に散在するカテゴリーから土地区画整理事業に対する行動軸、すなわちホンネを表わす軸とみられ、右側へ行く程活発で強い意志の反対行動を示し、座標中心付近で賛成行動になり、左側へ行く程無活動・無気力になることを示している。また、Y軸は土地区画整理事業に対する意見軸、すなわちタテマエを表わす軸とみられ、上側程賛成意見あるいは意見の明白さを、下側程反対あるいは

表-2 数量化理論第3類適用のアイテム・カテゴリー名

No.	アイテム	カテゴリー	No.	アイテム	カテゴリー
1	区画整理の目的	地権者の利	23	説明会への参加	毎 回
2		米作削減	24		半分以上
3		55号線用地ねん出	25		1~3 回
4		街を住み易くする	26		権利者だけが欠席
5		良い市街化を形成	27		関係のない人欠席
6		市全体を良くするため	28		反対行動
7		わからない	29		意見書
8		その他	30		賛成行動
9	賛 否	賛 成	31	促進陳情書	賛成行動
10		反 対	32		促進陳情書
11		中 立	33		権利者だけが何もしない
12		わからない	34		関係のない人何もしない
13	県への不満	事業の遅れ	35	区画整理の影響	地権者の得
14		一方的な計画	36		耕作の便
15		意見陳情受け入れず	37		生活が便利・快適
16		非公開による不安	38		交通公害増え住みづらくなる
17		減歩率が高い	39		農業をさす・地域社会崩壊
18		墓地移転案住民受け	40		その他
19		住民参加が行われていない			
20		不満なし			
21		わからない			
22		その他			

は意見の多様さ、あいまいさを示している。

つまり、対象地区の住民意識はこの二つの軸で骨格が形成され、図-20に示したように関係住民はE、F、G、Hの四つのグループに分類できる。これらのグループの特性は次のとおり浮きぼりにできる。

Eタイプ：事業に対しては反対の立場で、反対行動に参加している。事業の目的については、国道55号線の用地捻出、地権者の利益など一面的意識を持っている。県に対する不満は、一方的計画、意見・陳情が受け入れられていないなどの点である。事業計画の説明会にはよく出席している。事業の影響についてはマイナスのイメージを持っている。このタイプに属する人に対して住民参加という対応策が最も強く要望されるのであるが、意見と行動の違う人、反対のための反対という人などいて、相当の術策が要請される。

Fタイプ：事業に対しては賛成の立場で賛成行動に参加している。事業の目的については、県が事業目的とするものと同じである。県に対し事業の遅延に不満を持っている。事業の影響については、プラスのイメージを持っている。このタイプに属する人は、事業で相当利益を得る人、行政を常に素直に善視する人および情報に明るい人などであり、対応策を必要としない人々といえよう。

Gタイプ：事業に対して、賛成・反対のどちらでもなく意見書を提出したくらいである。Fタイプと同様、事業の影響は地権者の得にな

図-20 数量化理論第3類による要因カテゴリーの2次元配置
(第I軸, 第II軸)



§4. 事業に対する住民の意見、行動分析

4.1. 事業に対する意見の判別分析

本土地区画整理事業に対する賛否の意見を外的基準とし、クレマーのコンシステンシー係数の大きい要因18項目を用いて、数量化理論第2類による判別分析を

それぞれ全サンプルと地権者サンプルに関して行なった。

表-3は全サンプルに対する分析結果のうち上位5項目について示したものである。この表からわかるように、事業への賛否の意見は「公共事業の実施方法」という項目によって最も大きく左右され、住民参加の一層の必要性が裏づけられている。また施行主体の県の計画が一方的あるいは住民無視が行政不信を引き起こしている。区画整理の影響に対する評価に反対意見者がマイナスの評価を与えているのは当然といえるが、これも十分プラス面のPRが行なわれた結果であるか問題である。

同様に、権利者サンプルのみに対して18要因項目を用いて判別分析し、上位5要因項目のレンジを表-4に示したが、結果は表-3の全サンプルの場合とほとんど同じである。

4.2. 事業に対する行動の判別分析

対象の土地区画整理事業に対する反対住民運動に参加か否かを外的基準とし、クレマーのコンシステンシー係数の大きい要因項目のうち17項目を選び数量化理論第2類を適用して判別分析をそれぞれ全サンプルと権利者サンプルについて行なった。

表-5は全サンプルに対する判別分析結果のうち上位5項目について示したものである。これから行動への最大影響要因は、県への不満、行政不信であることがわかる。次に権利者サンプルのみに対する判別結果の表-6をみると、権利者の反対行動の最大の影響要因は県への不満であるが、それも「事業が進まない」「不満な点なし」以外すべて反対行動への原因になっている。権利者の反対行動の内容は複雑、多岐にわたっている。また、区画整理の影響が第2番目に大きい影響要因になっているのも利害関係の大きい権利者には当然といえる。したがって、住民運動発生防止の事前対策は、マクロ的・表面的には、県

表-3 数量化理論第2類による意見の判別分析結果
(全サンプル)

外的基準：事業に対する賛否の意見、相関比 = 0.806					
アイテム	カテゴリー	スコア			レンジ
		- 賛成	反対 +	+	
1. 公共事業の実施方法	住民に説明、納得を得て実施 住民の意見を十分入れる 住民を加えた審議会で決定 住民のみで決定、実施 わからない	1.0		1.0	1.07355
2. 行動	反対行動に参加 意見書のみ提出 反対陳情書に署名 賛成行動に参加 促進陳情書に署名 権利者だけが何もしない 関係ないの何もしない				0.97337
3. 県への不満	事業の遅れ 県が一方的に計画 住民の意見、陳情無視 審議会が非公開 減歩率が高すぎる 住民感情無視 住民参加なし 不満な点なし わからない、その他				0.73877
4. 区画整理の影響	地価上昇、土地所有者得 耕作地の形状が良くなる 生活が便利、快適 交通公害激増 地域社会崩壊 その他				0.62310
5. 住居の種類	持家 間借・アパート 公営住宅、アパート、寮				0.49132

表-4 数量化理論第2類による意見の判別分析結果
(権利者サンプルのみ)

外的基準：事業に対する賛否の意見、相関比 = 0.794					
アイテム	カテゴリー	スコア			レンジ
		- 反対	賛成 +		
1. 公共事業の実施方法	住民に説明、納得を得て実施 住民の意見を十分入れる 住民を加えた審議会に決定 住民のみで決定・実施	1.0		1.0	1.05266
2. 行動	反対行動に参加 意見書のみ提出 反対陳情書に署名 賛成行動に参加 促進陳情書に署名 権利者だけが何もしていない 関係ないの何もしていない				1.00000
3. 県への不満	事業の遅れ 県が一方的に計画 住民の意見陳情無視 審議会が非公開 減歩率が高すぎる 住民感情無視 住民参加なし 不満な点なし わからない、その他				0.65374
4. 区画整理の影響	地価上昇・土地所有者が得 耕作地の形状が良くなる 生活が便利、快適 交通公害激増、住みにくい 地域社会は崩壊する その他				0.59250
5. 家族数	2人以下 3人 4人 5人 6人以上				0.38998

への不信の払拭と区画整理のプラス影響の関
係住民PRといえよう。

表一5 数量化理論第2類による行動の判別分析結果
(全サンプル)

外的基準：事業に対する賛成行動、相関比 = 0.744

アイテム	カテゴリー	スコア		レンジ
		- 賛成	+ 反対	
1. 県に対する不満	事業が進まない 県が一方向的に計画 住民の意見・陳情無視 審議会が非公開 減歩率が高すぎる 住民感情・無視 住民参加なし 不満な点なし わからない、その他	1.0	1.0	1.0000
2. 地域社会への態度	積極時に協力 人々との相 つきあい程度 関心と愛着はない			0.78810
3. 住居の種類	持家 借家、アパート			0.69821
4. 公共事業の実施方法	県市管公団住宅、社宅、要 住民に説明・納得して実施 住民の意見と十分入れる 住民を加えた審議会と決定 住民のみで決定 わからない			0.65111
5. 充実感を感じる時	仕事・勉強・教養 趣味・スポーツ ゆとりと休養 家族団らん ない、わからない			0.55421

表一6 数量化理論第2類による行動の判別分析結果
(権利者サンプルのみ)

外的基準：事業に対する賛成行動・反対行動、相関比 = 0.847

アイテム	カテゴリー	スコア		レンジ
		- 賛成	+ 反対	
1. 県への不満	事業が進まない 県が一方向的に計画 住民の意見・陳情無視 審議会が非公開 減歩率が高すぎる 住民感情・無視 住民参加なし 不満な点なし わからない、その他	1.0	1.0	1.56237
2. 区画整理の影響	地価上昇・土地所有者が得 耕作地の形状が良くなる 生活が便利・快適 交通公害激増、住みにくい 地域社会は崩壊する その他			1.13714
3. 充実感を感じる時	仕事・勉強・教養 趣味・スポーツ ゆとりと休養 家族団らん			0.84614
4. 生活環境を良くするには	住民主導型 県市が中心、住民と対話 県市にまかせる			0.52206
5. 周辺の生活環境	良 普通 悪			0.51821

4.3. カスプのカタストロフィーモデルによる分析

住民運動の発生、発展・成長、衰退・解散にカスプのカタストロフィーモデルがよく適合することは、既に筆者らが実証している²⁾³⁾ので、ここでは省略する。

表一7に、本解析で採用した平常要因・分裂要因を示す。分裂要因は個人の固有のもの、既経験あるいは既定の事実などの項目を組み入れた。これに対し、平常要因は不平不満が増大すると反対住民運動に参加する項目、プラスイメージよりマイナスイメージ、積極的から消極的へ順位を形成している項目などを採用した。

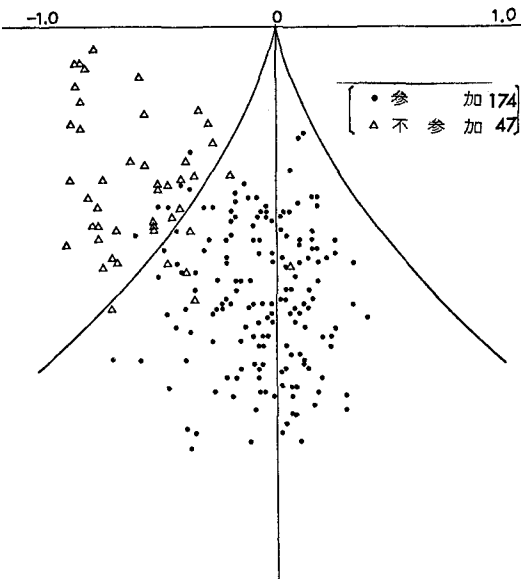
次に、平常要因および分裂要因について、それぞれ数量化理論第2類を適用した。その α 値の相対度数分布を示すと、図-21と図-22のとおりである。これら二つの数量化理論第2類のモデルをカスプのカタストロフィーモデルのコントロール平面に、図-23のように変換する。この場合、住民運動は衰退期に入っているのが、分岐集合 $27\alpha^2 = 4\beta^2$ の左側の境界線で参加・不参加を判別するのが妥当である。このようにして得られたカスプのカタストロフィーモデルのコントロール平面上に各住民(サンプル)をプロットすると、図-24が得られる。これを見るとよく適合しているのが一見して観察できよう。このモデルの適合度(的中率)を、先述の数量化理論第2類の二つのモデルと平常要因と分裂要因を全部あわせた合計26要因に対して数量化理論第2類を適用したモデルの適合度とともに表-8に示す。表-8からわかるように、26要因を用いた数量化理論第2類モデル(全体)の適合度、0.964 に比べると、カスプのカタストロフィーモデルは適合度が少し落ち、0.946 となるが、本モデルの特質は住民運動

発生時の条件と、その終えん時の条件とが異なる事実をうまく表わすことができるので、このモデルにおける各要因のカテゴリに対する住民の反応を変えることにより、ワンフルがコントロール平面上の分岐集合を越えて移動することを利用し、住民運動発生予防の事前対策と発生後の終えん対策を別々に析出できる。

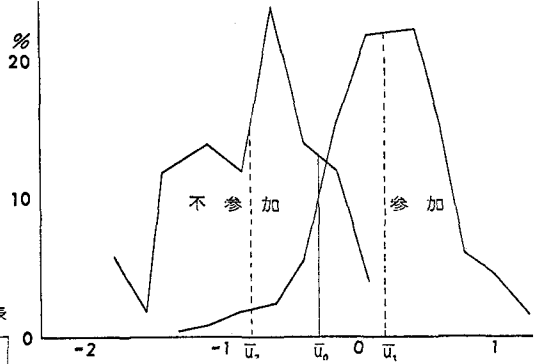
表一7 カスプのカタストロフ モデルの分裂・平常要因一覧表

分 裂 要 因	平 常 要 因
1 年 令	1 今後の生活態度
2 性 別	2 充実感を感じる時
3 学 歴	3 地域社会への態度
4 職 業	4 地域の共同作業
5 職場での地位	5 住民運動への関心
6 家 族 数	6 公共事業の実施方法
7 年 収	7 生活環境を良くするには
8 耕 作 地	8 正画整理の目的
9 居住年数	9 正画整理の賛否
10 住居の種類	10 県に対する不満な点
11 他の住民運動への参加	11 正画整理の影響
12 地の事業への陳情・要求	
13 説明会への参加	
14 周辺の生活環境満足度	
15 市内の生活環境満足度	

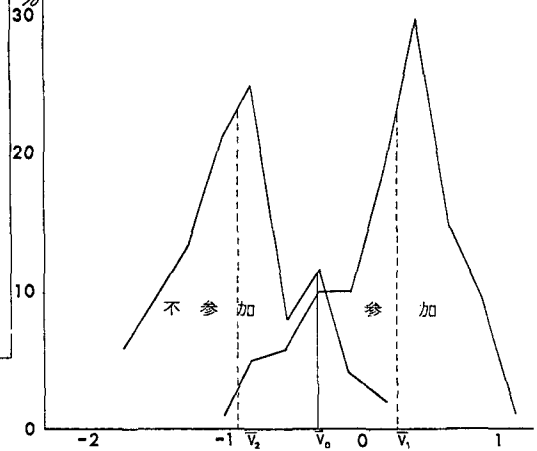
図一24 コントロール平面上のサンプル分布



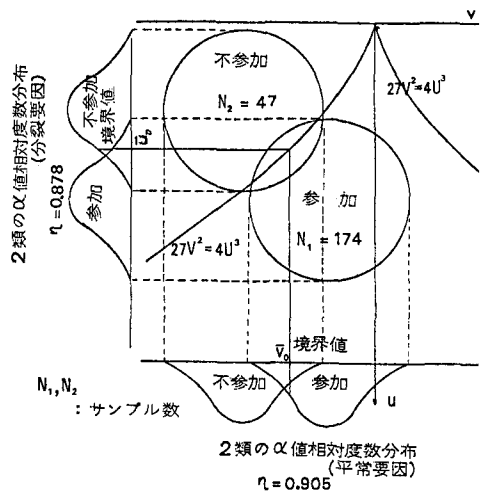
図一21 分裂要因の合成変量α値分布



図一22 平常要因の合成変量α値分布



図一23 コントロール平面への変換



§5. まとめ

表-8 適合度（的中率）の比較

		参 加	不 参 加	全 体
数量化理論第2類	平常要因	157/174 = 0.902	43/47 = 0.915	200/221 = 0.905
	分裂要因	155/174 = 0.891	39/47 = 0.830	194/221 = 0.878
	全 体	167/174 = 0.960	46/47 = 0.979	213/221 = 0.964
カタストロフィー		169/174 = 0.971	40/47 = 0.851	209/221 = 0.946

筆者らは住民運動に関する多くの文献と考察から、今日の公共事業に対する住民運動の発生をシステムの明かにした。次いで、これらの知識を根拠にして、

具体的に土地区画整理事業における住民運動の実態を調査分析して次の結論を得た。

土地区画整理事業は現在、公共事業のうちでも最も住民の参画度の高いしかも、快適な街を建設するのが目的であるから時間はかかるにしても、大きく、激しい反対住民運動は本質的にあってはならないと思われる。しかし、それが全国各地で発生しているのは、各個人の財産に大きい変化をもたらすにもかかわらず、なお住民参画度があまりにも少なすぎる為であるというのが本研究の全般的な結論である。

単純集計とクロス集計の結果、権利者・非権利者の間には土地区画整理事業に対し賛否の意見において、大局的に見て大きい差異はないが住民運動への参加、不参加行動には大きい差異があることがわかった。またホネ（行動）とタマエ（意見）との間に不一致があり、行動には義理上の行動もあることを洞察する必要があることが示唆された。高年令層と高収入層にはホネとタマエを使いわけの人が多く、対応上特に留意する必要があることがわかった。反対運動参加者は、常に行動的・積極的な人々であり、社会の進歩をになう人々とみられるので、彼らのエネルギーをうまく自治や社会改善へ誘導することが善であり真であることが検知できた。また反対運動へ走らせないためには、関係住民に意見無視・住民不在の計画という印象を絶対に与えないようにすることが、第一の要諦であることが裏付けられた。

土地区画整理事業に対する住民の行動はその事業への利害・関心度とその事業への意見によって骨格が構成され、大きく四つにグループ分けできることがわかった。したがって、事業反対運動者や賛成派は意見と利害に關する調査項目から事前に判別できる。

本土地区画整理事業に対して反対意見の者は住民のみでこのような事業を決定・実施すべきだと極論しているが、自分の財産が勝手にこねまわされるという憤りと自治と権利への目覚めから、ある程度理解できるところであろう。つまり、事業への参画範囲の不足を訴えていることは首肯できよう。また、県行政への不信・不満を反対理由にあげているが、これとて名目のみでなく相当根深くこれの払拭のため、コミュニケーションが強く要請される。特に権利者の反対運動行動の最大原因となっている県への不満事項はいいがかりといってすまされない問題を含んでいるが、これらを霧消するには、より実質的でより多くの関係住民の参加しかあるまい。

最後に、公共事業に対する反対住民運動のカスプのカタストロフィーモデルを構築し、これがよく適合することを実証した。特にこのモデルの有効さは、このモデルを操作して反対住民運動を終えんさせる対応策を析出できることである。最後に、本研究は日本技術開発K.Kの坂東武氏に負うところ大きいのでここに深く謝意を表したい。

参考文献

- 1) 定井喜明：道路建設における住民参加のあり方，第12回日本道路会議特定課題論文集，昭和50年，日本道路協会，p.p. 18～20.
- 2) 定井・河井・坂東：公共事業における住民運動の実態とその対応に関する基礎的研究，土木学会論文報告集第267号，p.p. 71～82，1977年11月.
- 3) 定井・坂東：公共事業の地域社会への適応策に関する研究，日本都市計画学会第12回学術研究発表論文集，p.p. 253～258，昭和52年11月.